

四半期別 GDP 速報における民間企業設備の推計方法の変更について

平成 20 年 9 月 5 日
 経済社会総合研究所
 国民経済計算部

1. 四半期別 GDP 速報（2 次速報）における民間企業設備の推計では、『四半期別法人企業統計調査』（以下『季報』）（財務省）、『法人企業景気予測調査』（内閣府・財務省）等により推計される需要側推計値と『鉱工業指数』等の供給側基礎統計による供給側推計値を統合して推計することとしている。
 民間企業設備のうち、民間非金融法人企業分については、『季報』の有形固定資産新設額（フロー）から推計するが、その際、毎年度のサンプル替えに伴う断層や四半期毎の回答企業の差の影響を軽減するために、フロー、ストック（有形固定資産残高）が比例的な関係にあることを想定した調整を行っている。
2. 本日公表された『季報』（平成 20 年 4-6 月期調査）において、「リース業」のフロー、ストックについて従来どおりの方法では調整できないノイズが生じていることが明らかとなった（下表のフロー前年同期比及びストックの当期首→当期末変化率）。
 これには 19 年 3 月に改正された「リース取引に関する会計基準」の適用の影響があると考えられることから（参考 1 参照）、当面の間、以下の方法により会計基準改正の影響を除去した系列を求め、SNA 推計に用いることとする。

【『季報』のリース業有形固定資産新設額及び有形固定資産残高】

（単位：10 億円、％）

| | フロー | | ストック | | | |
|---------------|------------|-------|-----------|-------|-------|-------|
| | 新設額 (1) | 前年同期比 | 残高 (2) | 前期末比 | 前期末→ | 当期首→ |
| | | | | | 当期首 | 当期末 |
| 2007 年 4-6 月期 | 1,612 | -22.4 | 19,030 | -12.3 | -14.7 | 2.3 |
| 7-9 月期 | 1,751 | -26.1 | 19,034 | 0.0 | 0.4 | -0.4 |
| 10-12 月期 | 1,495 | -37.0 | 16,815 | -11.7 | -11.1 | -0.5 |
| 2008 年 1-3 月期 | 1,861 | -32.3 | 18,273 | 8.7 | 9.0 | -0.3 |
| 4-6 月期 | 595 | -63.1 | 7,286 | -60.1 | -9.3 | -50.9 |

(1)新設額のうち土地、その他の有形固定資産及び建設仮勘定

(2)有形固定資産残高のうちその他の有形固定資産及び建設仮勘定

3. 会計基準改正の影響の除去方法

社団法人リース事業協会発表による「リース取扱高」は会計基準改正の影響を受けないことから、『季報』のリース業の「その他の有形固定資産の新設額」を被説明変数、「リース取扱高」を説明変数とする回帰計算（推計期間は、『季報』（リース業）の情報が得られる2004年4-6月期から会計基準改正の影響のない2008年1-3月期まで）を行い、その結果を用いて会計基準改正の影響を含まないリース業の新設額を補外推計する（系列A）。

『季報』公表値と系列Aの差額は、会計基準改正の影響で貸手側（リース業）に計上されなくなった額と見なすことができる。借手側も改正会計基準を適用していればこの額は借手側に計上されるはずだが、固定資産が増加した法人のうち改正会計基準の適用法人は1割程度にとどまっている（参考表2参照）ことから、『季報』公表値と系列Aの差額の9割（注）は借手側に計上されずに漏れているとみなし、同額を『季報』から得られるデータに加算することによって会計基準改正の影響が除去された系列を得る。

（注）改正会計基準を適用した企業の増加に応じてこの比率は見直す。

<『季報』報道発表資料より抜粋>

（参考1）

これまで、ファイナンスリースにおけるリース物件については、貸し手側では固定資産として計上され、借り手側ではオフバランス処理されることが多かったが、「リース取引に関する会計基準」の適用（注）により、貸し手側では流動資産に計上され、借り手側では固定資産に計上されることとなった。

（注）「リース取引に関する会計基準」の適用時期は、平成20年4月日以降開始とする事業年度より適用。ただし、平成19年4月1日以降開始する事業年度から適用することができる。

法人企業統計調査では、有形固定資産及びソフトウェアの新設額を設備投資として扱っているため、今回の設備投資の計数には、上記会計基準の変更も影響していると考えられる。

(参考表 2) 「リース取引に関する会計基準」の適用状況表

(単位：社)

| 区分 | 母集団法人数 | 固定資産の増加額あり | | 固定資産の増加額なし |
|-----------------|-----------|------------|---------|------------|
| | | 適用した | 適用していない | |
| 全 産 業 | 1,146,750 | 26,437 | 265,716 | 854,597 |
| 製 造 業 | 199,172 | 6,031 | 60,871 | 132,270 |
| 非 製 造 業 | 947,578 | 20,406 | 204,845 | 722,327 |
| 資 本 金 別 | | | | |
| 10 億 円 以 上 | 5,677 | 1,180 | 4,117 | 380 |
| 1 億 円 ～ 10 億 円 | 29,402 | 3,014 | 19,055 | 7,333 |
| 1,000 万円 ～ 1 億円 | 1,111,671 | 22,243 | 242,544 | 846,884 |

(注) 1. 平成20年4-6月期調査において、固定資産の増加額を記入した法人に、その増加額がリース取引に関する会計基準の適用によるものかを調査したものである。
 2. 全産業及び非製造業には金融業、保険業は含まれていない。